

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 公印の改刻 (県政情報・文書課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 二
- 飼料試験結果の公表 (畜産課) 二
- 土地改良区の定款変更の認可 (仙台地方振興事務所) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (情報政策課) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 六
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 六
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退 (同) 六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (森林整備課) 六
- 開発行為に関する工事の完了 (二件) (建築宅地課) 六
- 昭和三十九年宮城県教育委員会告示第十五号の一部改正 (選挙管理委員会) 七

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正



○宮城県公報第三〇〇五号(平成三十年十月三十日付け)中

告 示

○宮城県告示第九百八十八号
次のとおり公印を改刻した。

平成三十年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印影		使用開始年月日
			旧	新	
宮城県病害虫防除所長印	地方機関	一般文書用			平成三十年十一月一日

○宮城県告示第九百八十九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成三十年九月二十日次の者を指定した。

平成三十年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
柳川 明弘	耳鼻咽喉科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地

齋藤 隆幸	整形 外科	公立黒川病院	大和町吉岡字西松木六十番地
相沢 正孝	泌尿器科	相沢泌尿器科クリニック	石巻市門脇一丁目五番十八号
大高 徹也	内透析内科	村田透析クリニック	村田町大字沼辺字新小谷地二十番二号
梶原 大輝	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
村田弥栄子	内透析内科	名取透析クリニック	名取市美田園六丁目二番六号

○宮城県告示第九百九十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成三十年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新	旧
遠藤 敏	内 科	所属医療機関の名称 登米市立米谷病院	所属医療機関の名称 登米市立登米診療所
上田 詩文	内 科	所属医療機関の名称 小牛田内科クリニック	所属医療機関の名称 大崎市市民病院
		所在地 登米市東和町米谷字元町二百番地	所在地 登米市登米町寺池桜小路百三十三番地一
		所在地 美里町牛飼字牛飼七十七番地二	所在地 大崎市古川穂波三丁目八番一号

○宮城県告示第九百九十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成三十年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
近藤 典子	外 科	大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五番地一

○宮城県告示第九百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二一〇四四七	マイスタ 石巻市前谷地字中坪百三十八番地二	就労継続支援 A 型	ココエラボ合同会社	平成三十年十一月一日
○四一〇七〇〇三三〇	スプリント美田園センター 名取市美田園三丁目六一二	就労定着支援	株式会社スプリント	平成三十年十一月一日
○四一〇八〇〇二二一	就労継続支援 B 型 なのはな 角田市角田字南九十三番地一	就労継続支援 B 型	一般社団法人 みなみの風	平成三十年十一月一日
○四一三一〇〇三二一	デイサービスおやゆび 遠田郡美里町中坪字上戸三十五番三	生活介護	有限会社穂乃香	平成三十年十一月一日

○宮城県告示第九百九十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成三十年九月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

栄養成分に関する検査
平成30年9月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
仙台飼料株式会社 仙台市	同左	明治配合飼料みちのく17	H30.9	粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
仙台飼料株式会社 仙台市	同左	ノーサン印刷用生肥青用配合飼料Sくろうし後期	H30.9	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	

(注) 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「◎」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

○宮城県告示第九百九十四号

名取土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成三十年十月十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年十一月六日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山 本 雅 伸

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 委託業務名及び数量

宮城県庶務業務支援システムに係る保守・運用等業務 一式

2 委託業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間

平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

4 履行場所

宮城県庁行政庁舎内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等入札参加資格承認者名簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

5 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

6 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 過去五年以内に国又は地方公共団体の財務・庶務システム等の開発若しくはカスタマイズ業務を行った実績があること。

10 次に掲げる条件を全て満たすこと。

(一) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証を受けていること。

(二) プライバシーマーク制度の認定を受けていること。

11 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) 全ての構成員が1から8までの要件をすべて満たしていること。また、構成員のいずれかが9及び10の要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。(※企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に重複して参加できない。)

12 入札参加資格申請場所

宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五)へ平成三十年十一月十六日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報政策課システム管理班(担当 伊藤 章子 電話 〇二二―二二―一四七六)

3 郵送による入札説明書の交付期限

郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成三十年十一月二十二日(木)まで2宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書の定めるところにより平

<p>成三十年十一月二十一日(水)から平成三十年十一月三十日(金)までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>(二) 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書の定めるところにより平成三十年十一月二十九日(木)までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)で提出された書類に関し県から説明を求められた場合、これに応じなければならない。</p> <p>5 入札書の提出期限等</p> <p>(一) 電子調達システムにより入札に参加する場合 入札期間 平成三十年十二月六日(木)から平成三十年十二月十四日(金)午後五時まで</p> <p>(二) 書面により入札書を提出する場合 入札書の提出期限 イ 日時 平成三十年十二月十四日(金)午後五時 ロ 場所 2に同じ</p> <p>ハ 郵送による場合は、配達証明付き書留郵便によりイの日時までに口の場所までに到達できるように送付すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札日時までに開札場所へ提出できるものとする。</p> <p>ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。</p> <p>6 開札の日時及び場所 平成三十年十二月十七日(月)午前十時 宮城県震災復興・企画部情報政策課</p> <p>四 入札に参加することができない者 二で定める資格を有しない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p>	<p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 入札書には、契約期間全体の委託料総額を記載すること。 なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 なお、落札決定となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、システムの電子くじ機能により落札者を決定する。</p> <p>7 契約書作成の要否</p> <p>8 入札に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of Services to be Procured : Operation and Maintenance of General Affairs Work Support System for the Miyagi Prefectural Government (1 set)</p> <p>2 Duration of Contract : January 1, 2019 to December 31, 2023</p> <p>3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building and other locations</p> <p>4 Deadline for Bid Submission : December 14, 2018, 5 : 00 p.m.</p> <p>5 Place and Time for Bid Selection : December 17, 2018, 10 : 00 a.m. Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, 3rd Floor of Miyagi Prefectural Government Building</p> <p>6 Contact Information : Shoko Ito, System Management Section, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-2476</p>
---	---

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成三十年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
薬局虹の風	石巻市須江字皮剥一〇五一四	平成三十年十月一日
川崎薬局	柴田郡川崎町大字前川字北原二十三一	平成三十年十月一日
公益社団法人宮城県看護協会 柴田・角田地域訪問看護ステーション	柴田郡柴田町船岡中央二丁目七一九	平成三十年十月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成三十年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
変更前 調剤薬局ツルハドレッジ 石巻あゆみ野店	石巻市蛇田字新沼田百六十一番四四街区五画地
変更後 調剤薬局ツルハドレッジ 石巻あゆみ野店	石巻市あゆみ野三丁目二一十七
変更前 スマイル薬局河北店	石巻市成田字小塚百三十二一四
変更後 スマイル薬局河北店	石巻市成田字小塚百三十二一四
変更前 共創未来河北薬局	石巻市成田字小塚百三十二一四
変更後 共創未来河北薬局	石巻市成田字小塚百三十二一四
変更前 スマイル薬局玉浦店	岩沼市恵み野二丁目五一
変更後 共創未来玉浦薬局	岩沼市恵み野二丁目五一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成三十年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担 当 する 医療の種類	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
中川薬局登米店	調剤	登米市登米町寺池桜小路九十九一十	平成三十年八月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成三十年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 大川防災林造成業務委託 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 三 落札者を決定した日 平成三十年十月二十二日
 - 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 石巻地区森林組合 石巻市大狐字棚橋下待井六十五番地一
 - 五 落札金額 二千九百五十万円
 - 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 七 入札の公告を行った日 平成三十年九月七日
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
- 平成三十年十一月六日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 東松島市大曲字堰の内南三十番百三十五
 - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成三十年十一月六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市大曲字西田九十八番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東松島市大曲字寺沼百四十九番地八
遠藤れい子

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十四号

昭和三十九年宮城県教育委員会告示第十五号（教科用図書採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。
平成三十年十一月六日

宮城県教育委員会
教育長 高 橋 仁

大崎採択地区	大崎市・加美郡（色麻町・加美町）・遠田郡（涌谷町・美里町）
栗原採択地区	栗原市
登米採択地区	登米市
石巻採択地区	石巻市・東松島市・牡鹿郡（女川町）

北部採択地区	栗原市・大崎市・加美郡（色麻町・加美町）・遠田郡（涌谷町・美里町）
東部採択地区	石巻市・登米市・東松島市・牡鹿郡（女川町）

表南三陸採択地区の項中「南三陸採択地区」を「気仙沼採択地区」に改める。

に改め、同

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十九号
平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。
平成三十年十一月六日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫
面瀬地域ふれあいセンターの項を削り、保健福祉センターの項中「保健福祉センター」を「唐桑保健福祉センター」に改め、本吉総合体育館の項を削り、市民福祉センター（やすらぎ）の項の次に次のように加える。

- 本吉保健福祉センター 同 市本吉町津谷新明戸一三六番地
- 本吉幣掛ふれあい会館 同 市本吉町幣掛一九二番地三
- 本吉在区コミュニティセンター 同 市本吉町卯名沢一〇五番地四
- 本吉中郷会館 同 市本吉町洞沢二三八番地二
- 東松島市大塚コミュニティセンターの項中「東松島市大塚コミュニティセンター」を「東松島市大塚地区コミュニティセンター」に改め、亙理町働く婦人の家の項の次に次のように加える。
- 亙理町勤労青少年ホーム 同 郡同 町荒浜字中野三三番地
- 亙理町農村環境改善センター 同 郡同 町吉田字大塚一八五番地
- 亙理町荒浜体育館 同 郡同 町荒浜字中野三三番地
- 亙理町吉田体育館 同 郡同 町吉田字大塚一七二番地
- 館南仮設住宅集会所の項、旧館仮設住宅集会所の項、宮前仮設住宅集会所の項、公共ゾーン仮設住宅集会所一の項、公共ゾーン仮設住宅集会所二の項、公共ゾーン仮設住宅集会所三の項、中央工業団地仮設住宅集会所の項、株式会社ナガワ仙台工場敷地内応急仮設住宅集会所の項、浅生原内手応急仮設住宅集会所の項、浅生原東田応急仮設住宅集会所一の項、浅生原東田応急仮設住宅集会所二の項、浅生原箱根心応急仮設住宅集会所の項、高瀬西石山原応急仮設住宅集会所の項、町民グラウンド応急仮設住宅集会所の項、旧坂元中学校跡地応急仮設住宅集会所の項及び中山熊野堂心応急仮設住宅集会所の項を削る。

正 誤

○宮城県公報第三〇〇五号（平成三十年十月三十日付け）中

一 ページ

上 段

ら後ろか 行

港湾

正

漁港

誤